

## 船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市文化芸術ホール（以下「文化芸術ホール」という。）に、文化芸術ホールの運営に関して専門的な助言を行い、市民が優れた文化芸術を享受する機会及び独創性ある新たな文化芸術の創造を支援するため、船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (内容)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 文化芸術ホールが行う自主事業に関すること。
- (2) 文化芸術ホールが行う文化芸術活動の支援（情報提供を含む。）に関すること。
- (3) 文化芸術ホールの運営（情報提供を含む。）に関すること。
- (4) その他文化芸術ホールから助言を求められた事項。

### (構成)

第3条 アドバイザーは、音楽、演劇、舞踊、古典芸能、アートマネジメント等の文化芸術の各分野から10人以内で構成する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、アドバイザーが欠けた場合における補欠アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任することができる。

### (公務災害補償)

第5条 アドバイザーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて適用する。

### (庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、市民文化創造館において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、文化芸術ホールの2施設で協議し決定する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。